

令和2年4月20日

社員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止について

総務部

広島県にも非常事態宣言が出されました。月末からはゴールデンウィークに入ります。社員の新型コロナウイルス感染防止のため次の通り通知いたします。

厳しい内容ですが社員とその家族の安全のため遵守するようお願いいたします。

1. 生活のために必要な買い物や通院などを除き不要不急の外出の**禁止**
2. 特定警戒都道府県(現在は東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、愛知、石川、茨城、北海道、岐阜、京都、兵庫、福岡)から来た人との接触の**禁止**。
3. 広島県からの休止要請の対象となる施設、店舗、場所への出入りの**禁止(県内外問わず)**
4. 三密(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集している場所、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる密接場所)を避けること。